

平成 22.5.31 初版  
平成 25.5.1 改訂 1  
平成 29.1.20 改訂 2  
令和 4.4.1 改訂 3

## 吉母管理場受入基準

### 1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

### 2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種 類	受入れる廃棄物の例示	個別基準	
産 業 廃 棄 物	燃え殻	廃棄物焼却灰、石炭殻、 コークス灰、炉清掃排出物、 ボトムアッシュ、廃カーボン等	・成分が分かる証明書を添付すること（有害でないと認めるもの）。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、この限りでない。 ・熱灼減量 15% 以下のもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。
	汚泥	泥状なもの	含水率 85% 以下に脱水したもの。
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、 FRP、合成樹脂建材（P タイル、 塩ビパイプ、塩ビ波板）等	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	ゴムくず	天然ゴム	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ、 トタンくず、箔くず、鉛管くず、 銅線くず、鉄粉、切削くず、 溶接かす、アルミ建材等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破断してあること。

	ガラスくず 及び陶磁器 くず	ガラスくず、耐火レンガくず、 セメント製品くず、陶器くず、 磁器くず、シリカ、大理石等	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破碎してあること。(ビン 類は、中空でないように破碎し たものに限る)
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴 って生じたコンクリートの破片そ の他これに類する不要物(コンク リート破片、レンガ破片、ブロッ ク破片、瓦破片等)	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破碎してあること。
		廃石こうボード等建材類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿非含有のもの ※要証明</li> <li>・100cm を超えるものは 100cm 程度以下。</li> <li>・紙類が付着していないもの。</li> </ul>

※産業廃棄物は、中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当する事  
業者が排出した産業廃棄物に限る(農業、漁業、製造業、建築・解体業等)

家庭系 一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿非含有のもの ※要証明</li> <li>・石綿非含有を証明できないも のは、厚手の透明ビニール袋に 二重包装し、入れ口を折り込み 中身が動かないようにテープで 1周巻き込みふさぐこと。</li> <li>・30cm を超えるものは 30cm 程 度以下。</li> <li>・紙類が付着していないもの。</li> </ul>
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除 く。
	廃プラスチ ック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程 度以下に切断してあること。
	スプリング マットレス 等	スプリングマットレス、スプリン グの入ったソファ等	
	上記以外の 不燃物	上記以外の不燃物については、処 理除外物以外、基本受入れる。	

### 3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。 ・国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等、石綿（アスベスト）含有物 ・PCB及びPCB汚染物を含むもの	家庭系一般廃棄物のうち、1日10本までの蛍光灯及び1日5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ ・ガスボンベ類	家庭系一般廃棄物のうち、1日1kgまでのライター。（オイルまたはガスを抜いたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	・汚物類 ・ふん尿等	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	・PCB及びPCB使用製品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・自動車	・分解、解体されたパソコン ・タイヤの付いていないホイールのみ可 ・自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オートバイ</li> <li>・原動機付自転車</li> <li>・廃タイヤ</li> <li>・FRP船</li> <li>・消火器</li> <li>・パソコン(モニターを含む)</li> <li>・トナーカートリッジ</li> </ul>	
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動ベッド</li> <li>・シニアカー</li> <li>・電子ピアノ・電子オルガン</li> <li>・ピアノ</li> <li>・オルガン</li> <li>・太陽熱温水器</li> <li>・温水器</li> <li>・ソーラーパネル</li> <li>・フロンガス含有品</li> <li>・農機具類</li> <li>・エアバッグ</li> <li>・グラスウール(断熱材等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ(厚さ10cm程度まで)のものは受け入れる。</li> </ul>
土・石等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂</li> <li>・河川土砂</li> <li>・掘削土砂</li> <li>・自然石</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂(事業系は除く)は45kg袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。</li> <li>・家庭用漬物石(事業系は除く)で、おおむね30cm以下のもの。</li> </ul>

#### 4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

#### 5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。